

〔総務部 納税課 所管〕

02020206 市税収納管理事務

予算書P. 59

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	55,219	57,324	△ 2,105	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	700	700	0	市税督促手数料
一般財源	54,519	56,624	△ 2,105	

【背景(なぜ始めたのか)】

地方自治による自主財源確保のため、昭和25年制定の地方税法に基づき開始した事業

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

納税者が納期内納付をしやすい環境整備を構築するとともに、現年度分の収納率の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

金融機関等での窓口納付以外に、口座振替納付、コンビニ納付、クレジット納付を行い、納付の利便性を図る。口座振替納付は、現年度分の収納率を向上させるために最も有効な方法である。今後も口座振替納付を推進するために、当初納付書の発送時に口座振替依頼書を同封する。

02020207 市税滞納整理事務

予算書P. 60

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	14,011	12,056	1,955	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1	1	0	茨城租税債権管理機構精算金
一般財源	14,010	12,055	1,955	

【背景(なぜ始めたのか)】

財源を確保するため収入未済額の縮減を図る。

(地方自治による自主財源の確保のため、昭和25年制定の地方税法に基づき開始)

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

納税資力のある納税者からは、必ず税を徴収し納税の公平性を保つとともに納期内自主納付者を増やし、収納率を向上させる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

滞納者に対して、督促状、催告書等の文書・電話・訪問による納税催告を行う。

それでも納付しない場合は納税相談、納付指導を行う。並行して財産調査を実施し、財産がある場合は差押等の滞納処分を実施する。

また、財産がなく支払能力がない場合は執行停止の手続きを行う。